

報告事項テ

第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について

第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について、別紙のとおり報告します。

令和3年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について

令和3年3月20日

いじめ・不登校総合対策センター

「第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を以下のとおり書面開催し、不登校やいじめ問題等の現状及び今後の取組に関する本県の考え方などについて意見を伺ったので報告します。

1 第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の目的

いじめ問題や不登校支援について本県の現状及び今後の取組に関する本県の考え方について、委員に意見を伺い、今後の本県の取組及び施策等の参考にする。

2 資料送付日 令和3年1月25日(月)

3 委員 22名(関係団体、鳥取地方法務局、学校長会、市町村教育長会、県関係課)

4 内容

- (1) 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果における鳥取県の状況について
- (2) 令和元年度県独自調査における集計結果について
- (3) いじめ問題等への取組及び不登校支援に関する県の考え方について【資料1】
- (4) 教職員研修用動画「いじめ問題への対応(初期対応編)」について【資料2】

※(1)(2)の資料は、12月定例教育委員会「令和2年度いじめ・不登校対策本部会議について」の資料と同様のもの。

5 委員の回答項目

- 本県の今後の取組についての意見
- いじめ問題への対応動画についての意見
- その他(日頃、課題だと思われるところ、連絡協議会の開催方法など)

6 委員からの回答

○意見の概要

- ・児童生徒が抱える課題の要因が複雑になってきており、児童生徒理解を深めることはもちろん、具体的な困難事例を使っての支援・対応策の検討や、マニュアルの活用方法、関係機関との連携等の周知が必要になる。
- ・いじめ問題についてはインターネット上でのいじめへの対策や、適切かつ丁寧な保護者への対応が必要である。
- ・家庭支援、家庭教育等についても重要になることから、市町村教育委員会や、市町村の福祉部局とのより一層の連携が必要である。
- ・関係機関・団体や市町村福祉部局と連携する取組も盛り込まれるとよい。

(1) 本県の今後の取組に対しての具体的な意見

◆「安心して過ごせる学校づくり」に対しての意見

- ・学校の内外に児童生徒、教員のレスキューの場が必要。
- ・ICTを使った心模様把握など慎重に丁寧に有効活用していただきたい。
- ・心の問題は安心した人間関係があって初めて表出されるように思う。ICTを使った心模様の把握は一步間違えば心への侵襲的なものになるので、慎重に考える必要があるように思う。
- ・不登校やいじめ、自死にかかわる案件が増加している。SCやSSWとの連携が必要で、特にSCとの面談回数も増えている。SCとの面談回数を増やすよう予算措置をお願いしたい。

◆「教職員の指導力向上のための取組」、「学校の組織力向上のための取組」に対しての意見

- ・発達障がいについての理解が不足していると感じる。

- ・相談窓口への相談件数が少ないのは、SC、SSW・教育支援センター等との連携が進んだ成果だと考えられる。
- ・「いじめ対応マニュアル」、「不登校支援ガイドブック」などのマニュアルを周知するために、各マニュアルの目的ごとに研修が開催されているが、学校としては活用しづらい。実際には要因が絡み合った事案が多いので、困難な事例を通して、複数のマニュアルをどう活用していくかという研修の方がマニュアルを活用しやすい。
- ・SNSの普及に伴いSNSを使いたいじめ等の増加が懸念される。表面に現れにくく難しいが、早期対応に向けた取組が必要だと感じる。
- ・いじめは不登校を含め、学校といろいろ話し合いや協議をする際、初期の段階からSSW、SC、外部の支援者の介入をお願いしたい。担任や学校が問題として抱え込まなくてもいい環境になればお互い良いことだと感じる。
- ・「不登校支援ガイドブック」の活用実績、不登校相談窓口の活用実績についてアンケートなどでデータを取り検証することが大事。「周知徹底」、その先の状況が把握できていないと効果も改善点も見えてこないと思う。

◆「児童生徒の状況に応じた学習保障・家庭支援の取組」に対する意見

- ・学校の生徒に対する温かい指導が保護者にきちんと伝わっていないことが、保護者の不信感につながっているのではないかと感じる。
- ・保護者の理解、家庭の協力が重要である。平時から学校と保護者の良好なコミュニケーションが保てるよう家庭や子どもの悩みを共有できるような場が必要と考える。
- ・不登校の要因として家庭教育力の低下も影響しているのではないだろうか。
- ・高校中退の数字からニートや引きこもりにつながらないように福祉分野とのより一層の連携が必要だと感じる。
- ・当事者（保護者）の声を聞き、知るためにも親の会や当事者の会との研修会をしてほしい。

◆「児童生徒の力を育てる学級づくりのための取組」に対しての意見

- ・「学級づくり」の重要性は柱になると思う。
- ・特別活動において、話し合いを充実することにより自己有用感が生まれ、いじめの未然防止や暴力行為の減少につながるだけでなく、学力向上にもつながると思う。

(2) 教職員研修用動画「いじめ問題への対応（初期対応編）」に対しての意見

※この動画は、いじめ・不登校総合対策センターが作成した。校内研修で活用しやすいように10分程度の長さとし、内容も「初期対応」に絞って、ポイントをわかりやすくしたものにした。（内容については資料1を参照）

- ・このように段階的に分けて学べるとその都度の対応の仕方が頭に入りやすい。
- ・保護者対応に苦慮する場面も多く、参考になる資料である。事例演習もあり、校内研修等で活用したい。
- ・短時間でポイントが絞ってあるので校内研修で活用しやすい。
- ・より具体的な場面で活用できるために、もう少し内容に引き込むような動画だとよいと思う。

7 今後について

○委員から伺った意見について、以下の点について検討をしていく

- ・具体的な困難事例を使つての支援・対応策の検討や、マニュアルの活用方法、関係機関との連携等に係る研修の実施について
- ・家庭支援、家庭教育に係る市町村教育委員会や市町村の福祉部局との連携の強化について
- ・インターネット上でのいじめやトラブルへの対策について
- ・いじめ問題への対応研修用動画については、今後、カテゴリ一別に数本作成する予定であり、そこに意見を取り入れていく

いじめ問題等への取組及び不登校支援に関する県の考え方について（概要）

(1) 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及び具体的事例から見えてきた課題

【いじめ・暴力行為】

いじめを受けている児童生徒及びその保護者に寄り添った対応をすることが大切であるとの理解は進んできたが、個別の事例から、いじめや暴力行為を繰り返す児童生徒に対して、表出している姿への対応だけでなく、その子どもの背景や要因などを理解（児童生徒理解）し、適切な対応をすることが必要であるということが改めて見えてきた。

【不登校】

要因・背景として、小・中学校とも割合が高い「無気力・不安」について、個別の事例に当たるなどして実態を把握し分析した結果、家庭への支援の必要性とともに、児童生徒理解に基づいた支援のさらなる充実の必要性が見えてきた。

(2) 今後の取組について

○安心して過ごせる学級づくり

- ・特別活動等に焦点を当て、教師と児童生徒との信頼関係や、児童生徒相互のよりよい人間関係を育て、安心感や自己肯定感を高める取組を推進する
- ・スクールカウンセラーと教職員が協働した不安の解消等に関する心理教育を実践し、各域内において共有する
- ・ICTを活用した毎日の子どもの心模様を把握するための仕組みをつくる

○教職員の指導力向上のための取組

- ・児童生徒理解について、「出かけるセンター研修」の活用を働きかける
- ・不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック「あしたも、笑顔で」を周知徹底する
- ・教職員向け不登校相談窓口のさらなる周知を行う
- ・教職員の力を高めるための情報を広く共有する取組の推進

○児童生徒の状況に応じた学習保障・家庭支援

- ・ICTを活用し、家庭・相談室・教育支援センター等における支援に取り組み、学びの選択肢を広げる（自宅学習支援、校内サポート教室、タブレットを活用した遠隔授業）
- ・就学前の保護者・家庭への支援を、県の教育相談の中で行う

○学校の組織力向上のための取組

- ・いじめ対応マニュアルを周知徹底する（出かけるセンター研修、行政説明会、各種研修等）
- ・いじめ発見からいじめの認知・初動対応やその他のポイント等について、教職員研修動画資料を作成し、C4th（学校業務支援システム）の教育支援サイトに掲載する
- ・教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー研修により、いじめ問題への対応力を上げる

○児童生徒の力を育てる学級づくりのための取組

- ・児童生徒の実態を踏まえた学級経営等により、児童生徒の学びの質やよりよい人間関係を構築する力を高める

教職員研修用資料

いじめ問題への対応 【初期対応編】

鳥取県教育委員会事務局
いじめ・不登校総合対策センター 作成



鳥取県いじめ対応マニュアル

いじめの重大事態から学ぶ

お手元にご用意ください

もくじ

- 【1】 全国のいじめの重大事態から学ぶ
- 【2】 いじめの発生から解決までの基本的な対応
- 【3】 当事者等からの聞き取り・対応のポイント
- 【4】 いじめ対応を行う際の留意点
- 【5】 いじめが起きていないと見られるポイント
- 【6】 ネット上のいじめへの対応
- 【7】 緊急事態発生時の対応
- 【8】 学校が行うべき早期発見の手立て
- 【9】 ISOSの出し方概要、の留意
- 【10】 保護者・学校が関係機関と連携して行うべきこと
- 【11】 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携
- 【12】 重大事態の対応についての理解
- 【13】 いじめの発生時および発生が疑われる死亡事案発生時の対応
- 【14】 いじめを原因とする不登校重大事態に係る調査の取組（概要）

～教職員のための研修資料～
 【15】 ケースメソッドによる研修
 【16】 ロールプレイング・ケースメソッドでの研修

<引用・参考文献>

鳥取県いじめ対応マニュアル
いじめの重大事態から学ぶ
鳥取県教育委員会（令和元年9月）



初期対応の重要性について



初期対応を誤ると・・・

- 重大事態につながりやすい
- 保護者からの信頼を損ねかねない



いじめを発見・相談を受けた 場合の注意点

鳥取県いじめ対応マニュアル【15ページ～】



いじめを発見した場合

鳥取県いじめ対応マニュアル【15ページ】

- その時に、その場で感情的にならず、毅然とした態度で制止する。
- 状況把握を的確に行い、適切な指導・対応を行う。
- 直ちに集約の担当者に報告・連絡し、組織的に対応を行う。



いじめの相談を受けた場合

鳥取県いじめ対応マニュアル【15ページ】

- ❑ 関係の教職員への報告・連絡を行う。
- ❑ 関係した子どもを集め、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- ❑ 不安を受け止め、安心感を与えながら、一緒に考えようとする姿勢で対応する。



ポイント

- いじめをうけた子どもを「守る」、子どもに「寄り添う」ことを第一に。
- 聴き取りは「5W1H」＋「心情（被害、加害）」「現在の状況」
- 情報は時系列に整理し、一元化する。
- 必ず情報共有すること。



いじめの初期対応における チェック項目

鳥取県いじめ対応マニュアル【11ページ】



鳥取県いじめ対応マニュアル 11ページ

(2) いじめの初期対応におけるチェックシート

CHECK!

【チェック項目】

●正確な実態把握

- ❑ いじめを受けた児童生徒からの聴き取り及び記録
- ❑ いじめを行った児童生徒からの聴き取り及び記録
- ❑ 周りの児童生徒からの聴き取り及び記録
- ❑ 関係教職員間での情報共有及び正確な実態把握

- 正確な実態把握
- 指導体制及び指導方針の決定
- いじめを受けた児童生徒への支援
- いじめを行った児童生徒への指導・支援
- 保護者との連携
- 専門家・関係機関との連携

●指導体制及び指導方針の決定

- ❑ 学校いじめ対策協議等の開催及び対応方針の決定
- ❑ 全ての教職員との情報共有
- ❑ 市町村（県）教育委員会との連携（報告・支援）

●いじめを受けた児童生徒への支援



対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル【17ページ～】



いじめを受けている子どもへの対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル【17ページ】

- ❑ つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ❑ 「最後まで守ってくれる」という安心感を与える。

子どもが言えない、言わない心の内を理解しましょう



「いじめを受けた児童生徒の心情」

- いじめを受けた児童生徒の心は大きく揺れ動きます。
- 自分からSOSを発信できるとは限りません。周りにいる人がいち早くサインに気付き、早期に対応する必要があります。
- いじめが解消したあとも、心の傷はすぐには癒えません。長期間にわたる見守りと、聴き取り等が必要です。



いじめを受けている子どもの保護者への対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル
【18ページ】

- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け入れる。
- 学校として解決に向かって取り組むことを伝える。
- 指導の経過や状況等、継続して家庭と連携を図る。

保護者の気持ちに寄り添ったいいない対応をしましょう



いじめを行った子どもへの対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル【19ページ】

- 行動に対して毅然とした態度で指導を行い、いじめが許されない行為であることを理解させる
- いじめを行ってしまった要因・背景を分析し、いじめを行った子どもの内面を見つめた支援を継続的に行う。

人をいじめてしまうのは、その子が何か課題や問題を抱えているからだと考えましょう



いじめを行った子どもの保護者への対応のポイント

鳥取県いじめ対応マニュアル
【20ページ】

- いじめの定義をもとに、学校がいじめとして認知したことについて理解を得る。
- 「いじめは決して許されない行為」だという姿勢のもと、事の重大さを理解してもらい、家庭での指導をお願いする。
- 保護者対応は、複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に行う。

いじめを行った子どもの保護者の思いを理解しましょう



保護者との関わり方の「さしすせそ」

「最初が肝心、しっかり傾聴、素早く動き、正確な記録を取って、組織で対応」

「さ」最初が肝心（初期対応）

初期対応の在り方が、その後の対応の成否を決定します。子どもの心のケアは即時対応が原則です。子どもの苦痛があった場合など、一刻も早い対応が求められます。

「し」しっかり保護者の話を聴く

保護者は、必死に子育てに励んでいます。「何を訴えたいのか」「何を望んでいるのか」保護者の話に耳を傾け、聴きもらさない姿勢で臨むことが大切です。



保護者との関わり方の対応の「さしすせそ」

「最初が肝心、しっかり傾聴、素早く動き、正確な記録を取って、組織で対応」

「す」素早く行動する（判断・決断・実行）

素早く事実を確認し、対応を協議します。

「せ」正確な記録

特にいじめ問題については会議録、対応記録等の記録が重要になります。

「そ」組織で対応

「一人で何もかもできる人はいない」の原則に常に立ち返り、管理職や同僚に相談し取り組む必要があります。



まとめ 【大事なこと】

- 被害の児童生徒、保護者に寄り添う。
- 加害の児童生徒、保護者にもきちんと指導助言を行ったうえで、背景や思いに寄り添う。
- 必ず記録を残す。
- 情報を一元化し、情報共有を確実に。
- 組織で速やかに対応。
- 普段からの信頼関係の構築。（教員同士、保護者）



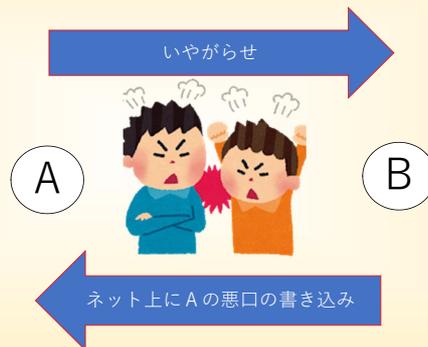
事例演習

こんなとき、どう対応する？
考えてみましょう。

【AとBにそれぞれどのように対応しますか】

はじめ、AはBに嫌がらせをした。

それに腹を立てたBはネットにAの悪口を書き込んだ



事例 1

【AとBにそれぞれどのように対応しますか】

算数の時間、Bが自分で解きたかった問題の答えをAが好意で教えた。

B君が困っていたから教えてあげた！



A



B

あ〜あ。
自分で解きたかったのに…
悲しい…

事例 2

【保護者の意見にどのように答えますか】



うちの子は、
からかっただけ。
いじめではない。

事例 3

【保護者の意見にどのように答えますか】



うちの子は仕返しをしたんだから、正しいことをしている！
どうして指導されるんだ！

事例 4

